

## インフルエンザ及び感染症等に係る規程

有限会社ソーシャルサービス周

### (総則)

第1条 本規定は、当社の従業員が他者に対し感染させうる感染症等の感染及びインフルエンザの感染に際して適用するものとする。

### (基本事項)

第2条 従業員が他者に対し感染させうる感染症等の感染及びインフルエンザに感染した際、またはその恐れがある場合は、自宅待機とする。その判断は医師に委ねる。

### (付帯事項)

第3条 従業員の家族が他者に対し感染させうる感染症等の感染及びインフルエンザに感染し、従業員がその家族に接触し、発症の恐れがある場合は、自宅待機とする。その判断は本人に委ねる。

### (証明書)

第4条 従業員が本規定第3条に該当する場合には、医師の診断書を提出するものとする。但し、本規定第2条に該当する際には病院に受診したことが分かり、かつ本規定に該当する感染症等に感染したことの判断ができる診療明細書等で差支えないものとする。但し感染症等の報告義務により国や県・地方自治体等に情報提供を求められた際には医師の診断書の提出を求める場合がある。提出を求められた従業員についてはこれを拒否できず、提出を求めた3日以内に診断書の提出を行う事とする。(本規定第4条における医師の診断書提出の際の費用については従業員の自己負担とする)

### (賃金の支払)

第5条 本規程に該当し自宅待機となった従業員の自宅待機中についての取り扱いについては、就業規則第9条1項2に定める取り扱いとし賃金の支払いについては就業規則第31条4項に基づいて取り扱うものとする

### (効力)

第6条 本規程は他者に対し感染させ得る感染症等の感染の完治及びインフルエンザが収まった際には、その効力を失うものとする。その判断は医師によるものとする。

(決定と解釈)

第7条 本規程に定めのない事項や当初の予想に反する事項が発生した場合、また本規程に疑義が生じた場合は、事務局長の判断に委ねる。事務局長については関係各所等に確認を行い公正に対応する事とする。

(ワクチン接種)

第8条 インフルエンザについてはワクチン接種が可能であり、蔓延を防止する目的にて従業員はインフルエンザワクチンを接種する事とする。インフルエンザワクチン接種の時期についての目安は看護師等が決定するものとし、看護師及び所属上長よりワクチン接種についての案内を文書にて行うこととする。接種を行った従業員については証明書を速やかに事務局長へ提出することとする。なお、ワクチン接種の案内があったのにも関わらず接種を行わずインフルエンザに感染し、事業所内で蔓延させる等の業務や事業に著しく影響を及ぼした者については就業規則第50条1項に準ずる③及び④に該当するものとし、就業規則第49条に基づく懲戒を行うことがある。但し、新型インフルエンザや、ワクチン接種を行う事でアレルギー反応が出る従業員については本規定第8条についてはこの限りではないものとする。ワクチン接種について係る費用の内 2,000 円は会社の負担とし翌月の給与へ合算して支給を行う事とする。なおその際の判断根拠として、ワクチン接種証明書を事務局長へ接種案内当月中に提出を行った従業員に対して支給を行う。期間以降の接種についてはワクチン接種費用については自己負担とする。

(附則)

本規程は、令和 2年 2月 1日より施行する。